

企救郡企救町志井小作爭議並に之に伴ふ暴行事件

- 一、爭議發生の場所 企救郡企救町志井
- 二、爭議發生年月日 昭和八年一月二十五日
- 三、爭議關係人員 地主一名 小作人一名
- 四、關係耕地面積 田一反五畝歩
- 五、小作人關係團體 全農縣聯（本部派）企救第二支部
- 六、爭議發生原因 小作人井手尾鶴吉が小作中の地主小森千太郎所有田一反五畝を道路用地として本年一月より工事に着手したる爲土地引上反對、離作料反當百五拾圓を要求し拒絶せられたるに因る。
- 七、要求並に經過 地主は一切の交渉を町長に一任したるを以つて二月八日小作人は全農縣聯幹部を伴ひ工事責任當局たる町役場に町長を訪問し、工事中止を要請すると共に中止不可能の場合は離作料

反當百五拾圓を要求したところ、町長は本事業が農村救済工事にして營利事業にあらざるを以て一般の土地引上げと異なる趣旨を述べ其の要求に應じ難き旨を回答したのである。依つて右組合幹部は直ちに組合員三十名を動員し該土地全部に菜種を植付組合名を記入したる立入禁止の標木數本を立て翌九日全農縣聯爭議部長は工事場に到り現場監督に對し爭議解決迄工事中止を要望して拒絶されたのである。

次で組合員約五十名は縣聯委員長田原春次等幹部の指揮の下に工事場の土工用レールを轉覆し且つ藁葺の小屋を設け青年部員をして監視せしめ工事妨害に出たので十二日以来一時工事を中止するに至つたのである。

八、暴力事件の發生

一時工事を中止したる町當局は二月十六日に至り再び工事に着手したるところ、縣聯幹部は町當局、地主並に土木管區事